



独占禁止法・各国の競争法ニュースレター

経済安全保障と独占禁止法に関する事例集の公表

January 2026

In brief

2025年11月20日、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、経済安全保障の観点から実施する企業間の情報交換、共同行為、企業結合に関する15の事例について、独占禁止法上の考え方を取りまとめ、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」¹(以下「本事例集」といいます。)として公表しました。

本事例集は、企業が独占禁止法違反の懸念という漠然とした不安を理由に企業間の連携を躊躇しているという産業界の声を踏まえ、技術流出防止等のために必要な企業間連携、海外依存度の高い原材料の安定的供給確保のために必要な企業間連携、サプライチェーン維持のために必要な企業間連携という3つのカテゴリーにおける想定事例を取りまとめたうえで、各事例における独占禁止法上の考え方を示したものとなります。ここで示されている考え方は、公正取引委員会がこれまでに公表してきた各種ガイドライン等で示された基本的な考え方を引き継ぐものであり、ロジックとしては新しい内容ではありませんが、経済安全保障の文脈で解説されているという点で、関連する事業を行う企業にとって参考しやすく、大変参考になると考えられます。

In detail

1. 本事例集の概要

(1) 本事例集公表の経緯

2025年4月、経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議が開催され、経済安全保障を推進するにあたっての独占禁止法上の論点について検討が行われました。そこでは、日本企業が、重要物資の供給途絶、供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、その結果としての技術移転

¹ 公正取引委員会(2025年11月20日)「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economicsecurity_jireisyuu.pdf

強要、さらに、海外企業による高度技術獲得や大規模な国家の補助金等を背景とした過剰供給による競争過熱による事業性の悪化といったリスクに直面していること、これらのリスクに対応するために中長期かつ大規模な投資が必要になるとともに、サプライチェーン全体や企業間での情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携・再編が一層重要となっていることが指摘されました。

しかし、産業界の声として、企業間の連携・再編においては、企業結合規制に抵触するおそれあるという漠然とした懸念のために企業結合のオプションが検討の俎上に上りづらいことや、企業間の情報交換はカルテル違反のおそれがあるとの漠然とした懸念があり、企業の法務部や弁護士の保守的な判断を下す傾向とあいまって、企業間の対話を躊躇してしまうといったことがあげられました。独占禁止法への抵触のおそれに関する漠然とした懸念が、大規模かつ長期的な企業間連携に踏み出す足かせになっているというのです。そこで、事業者が経済安全保障の観点から実施する行為について、独占禁止法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要であると考えられました。

その後、経済産業省と国土交通省は、事業者間の情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為に関して産業界から寄せられた事例を取りまとめ、公正取引委員会に相談し、経済安全保障と競争政策に関する研究会における議論を経て、2025年11月20日、本事例集の公表に至りました。

(2) 経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方

公正取引委員会は、本事例集の公表と同時に、「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」²も公表しています。これは、公正取引委員会による従来の独占禁止法に関する基本的な考え方を踏襲する内容ではありますが、本事例集の前提となる考え方方が整理されています。ここでは、後述の本事例集の解説に関連する考え方について確認します。

まず、経済安全保障に特に限定せず、独占禁止法上的一般論として、情報交換に関する基本的な考え方に関する解説³においては、情報交換の考え方に関する3点のポイント(以下「情報交換のポイント」といいます。)がまとめられています。^{4 5 6}

- 重要な競争手段である事項に関する情報交換が行われないときは、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 重要な競争手段である事項に関する情報交換を行うときであっても、①当該情報が共同の取組や企業結合の検討・実施に当たり合理的に必要な範囲のものであり、かつ、②必要な情報遮断措置⁷が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段である事項に関する情報交換を通じて、将来の価格等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある⁸。

² 公正取引委員会(2024年11月20日)「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economicsecurity_kanngaekata.pdf

³ 脚注2スライド4

⁴ 公正取引委員会(2026年4月24日改正)「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1にも同様の考え方方が示されています。https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240424_green.html

⁵ 公正取引委員会(2020年12月25日改正)「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」にも同様の考え方方が示されています。
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>

⁶ 厚生労働省、公正取引委員会(2025年2月)「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」第2章にも同様の考え方方が示されています。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250217_kohatuiyakuhin3.pdf

⁷ 必要な情報遮断措置とは、共同の取組等の検討・実施に関する関係者(担当者)のみに情報を共有すること(クリーンチームの組成)や情報の目的外利用を禁止することをいいます。本事例集において、クリーンチームとは、「一般的に、競争関係にある事業に直接従事し又はその決定に関与していない内部者(非現業者)と外部アドバイザーをメンバーとして構成されるもの」と説明されています。

⁸ 独占禁止法上問題であると断定をせずに、独占禁止法上問題となる「おそれ」があるとしているのは、競争事業者同士の情報交換それ自体が直ちに違法となるわけではなく、情報交換等によって事業者間の協調行為が促進され、それが、競争の実質的制限をもたらす場合に違法とされるからです。

ここでの「重要な競争手段である事項」とは、他の事業者と共同して制限されることによって市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす、事業者の事業活動の諸要素であると説明され、典型的には、価格又は数量、取引に係る顧客・販路等が該当します。

その上で、経済安全保障の観点から、調達途絶に関連した情報交換・共同の取組に関する基本的な考え方⁹が示されています。この考え方方は上記情報交換のポイントに沿った考え方方が示されており、具体的には、重要原材料の著しい不足が深刻な期間に限り、行政機関が事業者等に調達数量や調達先等を指示・指導する場合や、事業者等の間で調達数量、調達先等の必要な情報に限って情報交換・共有を行い、安定調達のために必要な共同の取組を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならないとの見解が示されており、当該共同の取組において合理的に必要な範囲に限定すべきことが強調されています。

まとめると、公正取引委員会は、価格・数量、取引先等の重要な競争手段である事項に関する情報交換に対して厳しい態度で挑みつつも、そうではない情報交換については通常独占禁止法上問題にならないとのスタンスであることがわかります。また、重要な競争手段である事項に関する情報交換においても、①当該共同の取組において合理的に必要な範囲であること、かつ、②必要な情報遮断措置が講じられる場合には、独占禁止法上問題とならないと考えていることが確認できます。このような公正取引委員会の考え方方は、これまでの各種ガイドラインにおいても示された基本的考え方と同様であり、経済安全保障に関連した事業者の取組の文脈においても、従来どおりの基本的考え方方に沿って検討すべきことが確認できました。

2. 本事例集の内容

(1) 本事例集の構成及び要点

本事例集は、情報交換、共同行為、企業結合、その他の4つのパートに分かれます。本ニュースレターでは、企業間連携の初期段階で検討する機会が多いと考えられることから、情報交換のパートを取り上げます。

情報交換パートにおいては、各想定事例について、上記1(2)で述べた情報交換のポイントの観点から検討されています。想定事例において重要な競争手段である事項に関する情報交換が行われないときは、通常、独占禁止法上問題とならないと考えられることから、まずは交換対象となる情報が価格、数量、取引先等の重要な競争手段である事項に関する情報交換かどうかを検討しています。想定事例において重要な競争手段に関する情報が交換される場合には、①当該共同の取組において合理的に必要な範囲であること、かつ、②相互に必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならないとの考え方方が示されています。

この情報交換のポイントを踏まえたうえで、以下、各事例を見ていきます。

(2) 業務提携・買収提案に関する情報交換

事例	海外事業者により、サプライチェーン上重要な部品・素材メーカーに対する業務提携(他国への生産拠点の移転や技術供与等) や買収の提案がなされたところ、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、海外事業者からの当該提案の事実に関して情報交換を行う事例。 • <u>経済安全保障上の観点</u> 業務提携や買収に伴う、我が国メーカーの優位技術流出・国内生産基盤毀損を防ぐ必要がある。
情報交換対象	海外事業者からの買収提案があつた事実
想定業種製品	電子機器や高機能素材等
公正取引委員会の考え方	海外事業者から業務提携や企業結合の提案を受けた事業者が、当該提案がなされた事実について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題とならない。

⁹ 脚注 2 スライド 5

筆者の解説	ここでは、重要な競争手段である事項に関する情報交換かどうかが検討されています。海外事業者からの買収提案は、公正取引委員会において、重要な競争手段である事項に関する情報交換ではないと整理されていることがわかります。
-------	--

(3) 流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

事例	日本が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。 ・ 経済安全保障上の観点 仮に1社でも技術提供すると、日本の技術優位性や国際競争力が低下する可能性があるため、あらかじめ業界内で守るべきコアコンピタンスに関する認識合せをする必要がある。
想定業種 製品	電子機器や高機能素材等
情報交換 対象	日本が優位性を持つ技術の海外流出を防ぐべき技術の範囲に関する情報
公正取引 委員会の 考え方	重要な技術やノウハウを有する事業者が、海外事業者への流出を防ぐべき重要な技術やノウハウの種類又は用途について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有すること自体は、通常、独占禁止法上問題となるない。 なお、事業者間で、共同して技術やノウハウの内容又は水準について取り決めることにより、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合には、技術制限カルテル ¹⁰ として独占禁止法上問題となるおそれがある。
筆者の 解説	この事例では、2(2)の事例と同様、重要な競争手段である事項に関する情報交換かどうかが検討されています。重要な技術やノウハウの“種類又は用途”に関する情報は、技術やノウハウそのものではなく抽象化された情報であることから重要な競争手段である事項に関する情報ではないと整理されています。しかし、技術やノウハウの“内容又は水準”に関しては、技術やノウハウの内容そのものであり、重要な競争手段である事項に関する情報に該当する可能性があるため、その情報共有に関しては情報遮断措置等の対応を検討する必要があります。

(4) アンチダンピング申請に関する情報交換

事例	海外事業者が廉価販売を実施している製品のアンチダンピング措置の共同申請 ¹¹ について、当該製品の国内メーカー間で具体的に進めるか決まっておらず、まだ弁護士へ委任していない検討段階において、共同申請を進めるか否かを確認するための情報交換を行う事例。 ・ 経済安全保障上の観点 ダンピングによる国内事業者への損害を取り除き、国内事業者の競争力を保つためにはアンチダンピング申請は重要であり、事業者間で共同申請の実施を決定するためのスムーズな情報共有が必要である。
想定業種 製品	金属
情報交換 対象	弁護士委任前の検討段階において、共同申請を進めるか否かを判断するための情報
公正取引 委員会の 考え方	アンチダンピング措置の共同申請に関する検討状況について、事業者間で情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題となるない。
筆者の 解説	公正取引委員会は、「『アンチダンピング措置の共同申請』に関する独占禁止法上の考え方について」 ¹² において、類似の論点に関する考え方を公表しています。こうした公表資料を踏まえると、

¹⁰ 技術制限カルテルとは、一定の技術市場において競争者同士が技術の内容や改良内容について共同で取り決める行為をいい、技術制限カルテルが当該技術の取引分野における競争を実質的に制限する場合、不当な取引制限(独占禁止法2条第6項)に該当します。

¹¹ アンチダンピング措置とは、輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出(ダンピング輸出)が、輸入国(日本)の国内産業に損害を与える場合に、その価格差に相当する関税を賦課できる措置のことといいます。日本国内の企業は、課税を求める書面を財務大臣あてに提出して、アンチダンピング課税の課税を求めることができます。申請の要件として、申請者の国内生産高が国内総生産高の25%以上であることが必要であり、複数の企業の国内生産高を合計してこの25%の要件をクリアできるものの、競争事業者が共同して申請を行うことになるため、(5)の想定事例のような論点が生じます。

¹² 公正取引委員会(2020年9月30日)「『アンチダンピング措置の共同申請』に関する独占禁止法上の考え方について」P8-12
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/dokkinhou_20201026.pdf

	既に公表されている情報など一般的な情報やアンチダンピング措置の共同申請に関する検討状況に関しては、重要な競争手段に関する情報ではないと整理されていることがわかります。しかし、事業者間で重要な競争手段である事項(価格、数量、取引先等の個別具体的な内容)に関する情報交換が行われる場合には、合理的に必要な範囲に限定し、情報遮断措置を講じるといった対策を検討する必要があります。
--	--

(5) 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

事例	脱炭素化の実現に向けて、製品 X から排出量を低減した製品 Y への事業転換が進められつつある業界において、製品 Y に転用できない製品 X の部品は将来的な供給過多が予測されるため、事業者の体力があるうちに事業譲渡等の集約化を図るべく、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面しうる課題、操業継続に関する意向等について、事業者間で情報交換を行う事例。 ● 経済安全保障上の観点 製品 X の部品は日本が技術優位性・国際競争力を持ち、海外事業者が技術獲得を狙う分野であり、技術優位性・国際競争力を維持するには国内企業間での集約化が望ましい。
想定業種 製品	自動車内燃機関部品
情報交換 対象	事業の集約化が必要な製品における、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面しうる課題、操業継続に関する意向等に関する情報
公正取引 委員会の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 将来の生産数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、事業の集約化の検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の生産数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。 本件の情報交換に当たり留意すべき事項としては、生産者を誰にするかといった調整やすみ分けが生じないような工夫が必要であることや、競争者に関する情報を社内で共有する際に必要な情報遮断措置を講じることが挙げられる。
筆者の 解説	<p>将来の生産数量に関する情報は、典型的な重要な競争手段に関する情報です。将来の生産数量に関する情報交換を通じて、将来の生産数量に関する競争者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合、独占禁止法上問題となるおそれがあります。しかし、生産数量に関する情報であっても、合理的に必要な範囲に限定し、かつ、必要な情報遮断措置を講じることで、当該共同の取組を進めることができることができます。</p> <p>同様の事例について、厚生労働省と公正取引委員会が連名で公表した「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」¹³でも示されています。この事例集では、事業者の人員等の状況から、情報遮断措置をとることが不可能な場合において、独占禁止法上問題とならない情報交換となる可能性があることを示唆しています。すなわち、①情報交換が後発医薬品の安定供給を実現するための共同の取組に必要なものであって、②当該情報交換をすることよりも競争制限的でない他の代替手段がなく、③他に有力な競争者が数社存在し、④需要者である医療機関からの競争圧力が強く、かつ、⑤新規参入が容易な状況にあるときには、独占禁止法上問題とならない場合もあるため、公正取引委員会への相談を積極的に活用することが望ましいとされています。このように、要件が加重されるものの、情報遮断措置をとることが不可能な場合であっても、共同の取組が可能な場合があることが示されています。</p>

(6) 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

事例	将来的に需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡がとれている現段階において、事業者間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合について情報交換する事例。 ● 経済安全保障上の観点
----	---

¹³ 脚注 8 参照。

	将来的に需要減少が想定されている事業分野においては、海外事業者による競争圧力に対抗し、国内産業基盤を維持することが重要であり、国内事業者間でプラント等の共同廃棄又は統合を行うための情報を交換する必要がある。
想定業種 製品	素材産業等
情報交換 対象	現在の供給量(保管量)や将来の需要予測の情報
公正取引 委員会の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 将来の生産数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、プラント等の共同廃棄や統合の検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の生産数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。
筆者の 解説	上記 2(5)と同様、生産数量に関する情報交換であることから、重要な競争手段に関する情報が交換される事例です。そこで、プラント等の共同廃棄や統合の検討のために合理的に必要な範囲に限り、かつ、必要な情報遮断措置が講じることにより、当該共同の取組を進める必要があります。

(7) まとめ

以上のとおり、本事例集の各想定事例は、上記1(2)で述べた独占禁止法一般に当てはまる情報交換のポイントに沿って検討されています。まずは交換対象となる情報が重要な競争手段である事項に関する情報交換かどうか、重要な競争手段に関する情報交換をする場合は、①当該共同の取組の検討・実施に当たって合理的に必要な範囲のものであり、かつ、②相互に必要な情報遮断措置が講じるようにする必要があることが、繰り返し確認されています。経済安全保障と独禁法という文脈において、例えば経済安全保障上の事情が、独占禁止法上問題ない方向で考慮されるといったことを窺わせる記載は特にないことから、従来どおりの情報交換のポイントに沿って運用を進める必要があります。

実務上の対応としては、想定する共同の取組の目的や内容を踏まえて、情報管理体制を整備することが重要です。まず、当該共同の取組において価格や数量等重要な競争手段である事項に関する情報交換に及ぶのか、また、重要な競争手段である事項に関する情報としてどのようなものが想定されるのかといった視点から、情報を整理し、その検討過程を記録することが重要です。そのうえで、重要な競争手段である事項に関する情報交換に及ぶ可能性がある場合は、適切な人選を経てクリーンチーム組成し、受領した情報の適切な管理方法を定めた情報交換ガイドラインを作成し、当該ガイドラインに沿った行動をとるといった情報遮断措置をとることになります。

The takeaway

以上のように、本事例集は、経済安全保障の推進にあたり、企業の漠然とした法的懸念を解消することを目的として、実務上の指針となるべく作成されました。内容面では、公正取引委員会が従来のガイドラインで示してきた独占禁止法上の基本的考え方を踏襲しつつ、情報交換の範囲や情報管理の方法などを経済安全保障の文脈で説明しています。特に、価格や数量、取引先など重要な競争手段に関わる情報交換については厳格に管理すべきである点について、改めて確認することができました。本事例集が示すポイントを踏まえることで、企業は経済安全保障の課題に対応しつつ独占禁止法のリスクを適切に管理し、より円滑かつ効果的な連携を図ることが可能になると期待されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

独占禁止法・各国の競争法チーム

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

弁護士・カリフォルニア州弁護士

井手 瑞美

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.